

後期高齢者医療制度のお知らせ ～障害認定申請について～

一定の障がいのある65歳～74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

◆一定の障がいとは◆

- (1) 国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
 - 音声障害 ○言語障害 ○下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - 下肢障害4級3号（一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの）
 - 下肢障害4級4号（一下肢の機能の著しい障害）
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5) 療育手帳A（重度）をお持ちの方



◆手続きについて◆

申請手続きやお問い合わせは和寒町役場住民課保険医療係 TEL32-2422 で受け付けています。また、後期高齢者医療制度の被保険者（加入者）となる方は、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになりますので、各保険者で資格喪失の手続きをしてください。

年 金 あ れ こ れ

国民年金保険料を納付書で納付されている方へ
口座振替が便利でお得です！

国民年金保険料は、金融機関や郵便局の預金口座から自動的に引き落として納めることができます。口座振替には「前納」「早割」による割引があります。

【前納】

- 一定期間をまとめて振替納付していただくことにより割引される制度です。
- 6ヵ月分（4月～9月分、10月～翌年3月分）、1年分、2年分の前納期間を選べます。

【早割】

- 当月保険料を当月末に引落すことにより毎月50円（年間600円）割引となります。
- 前納と違い、まとまった保険料を納付してもらう必要がありません。

「口座振替」と「現金納付」の比較をしてみると…

	割 引 額		備 考
	口座振替	現金納付	
通常の納付（翌月末振替・納付）	0円	0円	
早割（当月末振替）	50円		口座振替のみで現金納付にはありません
6ヵ月前納	1,120円	800円	口座振替は現金納付より320円お得
1年前納	4,130円	3,500円	口座振替は現金納付より630円お得
2年前納	15,760円	14,520円	口座振替は現金納付より1,240円お得

お申込みは簡単！

口座振替のお申し込みは、基礎年金番号の記入が必要ですので年金手帳または納付書、預（貯）金通帳と届出印をご持参し、年金事務所や口座振替を行う口座のある金融機関の窓口にお申し込みください。早割は随時受付しています。

お申し込み前に、必ず提出期限をご確認ください。
また郵送の場合は提出期限内に届くように、余裕をもって投函してください。

前納種類	前納期間	提出期限	口座振替日
6ヵ月	4月～9月	2月末	4月末
	10月～翌年3月	8月末	10月末
1年	4月～翌年3月	2月末	4月末
2年	4月～翌々年3月	2月末	4月末

※令和2年度国民年金保険料の口座振替による2年前納・1年前納・6ヶ月前納（4月～9月分）を希望のかたは、令和2年2月下旬までにお申し込みが必要です。